

島根県電子調達システム（資格申請システム）による
建設工事入札参加資格申請の手引き（隠岐の島町 個別編）

【令和 7 ・ 8 年度定期申請用】

隠岐の島町 施設管理課

【隠岐の島町問い合わせ先】

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町 施設管理課施設管理係

TEL : 08512-2-8573 FAX : 08512-2-6005

【共通編問合せ先、及び、島根県問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室

TEL : 0852-22-5185 FAX : 0852-22-5782

【システムに関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通

TEL : 0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

1 入札参加資格の申請について

1-1 審査受付期間と送付方法等

区分	受付期間及び申請方法／送付方法
定期 審査	<u>令和6年11月1日（金）～①令和6年12月16日（月）まで又は②令和7年1月16日（木）まで</u> ※令和6年1月～9月に経営事項審査を受ける企業（10月中に経営事項審査結果通知が手元に届く方）は①の期日を、令和6年10月～12月に経営事項審査を受ける企業（11月以降に経営事項審査結果通知が手元に届く方）は②の期日を申請期間最終日とします。なお、申請日（の基準日）は令和6年11月1日とします。 ■島根県電子調達システム（資格申請システム）により申請 ※申請期間内に資格申請システムによる本登録を完了し、かつ、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了していなければなりません。 ※個別添付書類は郵送もしくは持参してください。 【この手引きの他に確認する資料】 ●建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編） （以下、「手引き（共通編：工事）」という。） ●建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編） （以下、「手引き（操作マニュアル編：工事）」という。） ※隠岐の島町ホームページおよび島根県ホームページ等で公開

1-2 入札参加資格に申請できる要件

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ・営業に関し、公官庁の許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていること。
- ・隠岐の島町税の滞納がないこと。
- ・社会保険料の滞納がないこと。
- ・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ・令和7年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けている者。
- ・申請しようとする業種について、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者。または、審査基準日以降に施工実績が有ることが証明できる者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

1－3 資格の有効期間

- ・定期審査分 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

1－4 入札参加資格の認定

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

1－5 工事の種別

入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、以下の表のとおりとします。

【認定する許可業種（建設工事の種類）と工事種別の組み合わせ表】

工 事 種 別	建設業許可の許可業種（建設工事の種類）
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) しゅんせつ工事(しゅ) 解体工事(解)
アスファルト舗装工事	舗装工事(舗)
特殊舗装工事	舗装工事(舗)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事 (建築物)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
維持修繕工事	土木一式工事(土) 舗装工事(舗) 電気工事(電) とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗) 鋼構造物工事(鋼) 解体工事(解)
グラウト工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)

一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 建具工事(具) 清掃施設工事(清) 解体工事(解)
管工事 (建築物以外)	管工事(管) 水道施設工事(水)
電気工事	電気工事(電) 消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通)

1－6 工事種別の申請に関する注意点

下表左欄の工事種別の入札参加資格申請を行う場合は、以下の点に注意してください。

プレストレストコンクリート工事	認定には、土木一式とは別に「 <u>プレストレストコンクリート（構造物）</u> 」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要です。
法面処理工事	認定には、とび土工コンクリートとは別に「 <u>法面処理</u> 」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要です。
鋼橋上部工事	認定には、鋼構造物とは別に「 <u>鋼橋上部</u> 」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要です。

1－7 個別添付書類

隠岐の島町へ申請される場合は、下記の個別添付書類が必要となります。個別添付書類送付票により、書類を封筒に正しく入れたことを送付票で確認し、チェックを記入した送付票を同封のうえ、1部提出してください。また、提出にあたっては送付票の番号順に書類を綴って提出願います。

なお、添付書類の綴じ方は任意とします。(クリップ綴じ、ひも綴じ、ファイル綴じ、すべて受付可です)

【個別添付書類】(○・・・必須書類、△・・・該当する場合に提出する書類)

番号	名 称	提出必須書類	備 考
①	個別添付書類送付票 (隠岐の島町)	○	資格申請システムから出力されるもの
②	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの (写)	○	資格申請システムから出力されるもの
③	経営事項審査結果通知書 (写)	○	<u>令和7年1月1日時点で有効なもの</u> ※主に、社会保険の加入確認に使用しますので定期申請時に提出必要 <u>但し、名簿の有効期間内での新たな経営事項審査結果通知書の送付は不要</u>
④	建設工事施工実績証明書 【ホームページからダウンロード】	△	経審結果通知書において完成工事高が「0」の業種を申請する場合のみ
⑤	隠岐の島町税納税証明書 (写)	△	隠岐の島町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ下記の証明書を提出 ・町税の滞納がない旨の証明書 (申請日から3ヶ月以内のもの有効) <u>※法人の場合、代表者分については提出不要</u>
⑥	委任状 【任意様式】	△	入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に <u>委任する場合のみ</u>
⑦	本籍地発行の代表者または受任者の身分証明書	△	下記のいずれかに該当する場合提出 ① 隠岐の島町内に本社がある場合 ※代表者の身分証明書を提出 ② 入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に委任する場合 ※受任者(支社長・営業所長等)の身分証明書を提出

⑧	業態調書 【ホームページからダウンロード】	○	資本関係、親子会社関係調書 ※関係する者が無い者においても、無い旨を記入し、提出が必要
⑨	建設業許可書（写）	○	
⑩	営業所一覧表：（参考様式）工事－１号	○	資格申請システムにおいてデータファイルを添付した営業所一覧表を印刷したものを添付してください
⑪	工事経歴書：（参考様式）工事－２号	○	資格申請システムにおいてデータファイルを添付した工事経歴書を印刷したものを添付してください。様式は直前の経営事項審査用に作成したもの で可とします。申請時までに変更等があれば 赤字で記載してください。
⑫	工事経歴書：（様式第２号） 【ホームページからダウンロード】	△	隠岐の島町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出 ※令和４年４月～令和６年１２月までに元請として受注した隠岐の島町発注の完了工事を記載
⑬	技術職員名簿：（参考様式）工事－３号	○	資格申請システムにおいてデータファイルを添付した技術職員名簿を印刷したものを添付してください。 様式は直前の経営事項審査用に作成したもので可とします。申請時までに変更等があれば赤字で記載してください。
⑭	技術者経歴書：（様式第３号） 【ホームページからダウンロード】	△	隠岐の島町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出
⑮	建設業退職金共済組合加入証明書又は中小企業退職金共済事業団加入証明書の写し	△	隠岐の島町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出

⑯	住民票	△	受任者の住民票 (申請日から3ヶ月以内のもの有効) ※入札及び契約に係る権限を隠岐の島町内に ある支社・営業所等の支社長・営業所長等に 委任する場合のみ
⑰	消費税等の納税証明書の写し	○	法人の場合、その3の3を提出。個人の場合、その3の2を提出。(申請日から3ヶ月以内のもの有効)
⑱	登記事項証明書の写し	○	履歴事項全部証明書
⑲	保有機械等調書【舗装工事】 ※舗装工事	△	保有機器の写真、保有を証明する書類（リースの場合はリース契約書等）及び技術者らの雇用を証明する書類（保険証等）を添付 ※隠岐の島町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出
⑳	保有作業船一覧 ※港湾工事（海上工事のみ）	△	隠岐の島町内に本社、支社、営業所等を置く業者のみ提出

1－8 格付について

●対象校種別 土木一式工事・建築一式工事

●評価方法

(1) 建設業法で規定する主たる営業所が町内の事業者：

経営事項審査の総合評定値（P点）＋主観点数

(2) 建設業法で規定する主たる営業所が町外の事業者：

経営事項審査の総合評定値（P点）

●主観点数項目について

(1) 工事成績

申請日の属する年度及びその前年度に完成した建設工事について、島根県工事検査規則に基づく竣工検査評定書の評定点（工事が2以上あるときは、その平均値とし、小数点以下切り捨てる。）による工事ごとに次のとおり点数を定める。ただし、完成工事が竣工検査の評定点を付さない工事のみのときは、5点とする。

評定点	点数
59 点以下	0 点
60 点～64 点	30 点
65 点～69 点	60 点
70 点～74 点	90 点
75 点～79 点	120 点
80 点	150 点

(2) 過去 2 年間の工事総額

申請日の属する年度及びその前年度に完成した建設工事について、当該工事施工に対する積極性、監督員との連絡状況及び創意工夫状況について審査し、0 点から 20 点の範囲内において町長が定めた点数とする。

2 年間の工事総額	点数
1 億円以上	20 点
5 千万円～1 億円未満	15 点
2 千万円～5 千万円未満	10 点
2 千万円	5 点

【問い合わせ先】

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町役場本庁舎（2 階）隠岐の島町施設管理課施設管理係

TEL : 08512-2-8573 FAX : 08512-2-6005